

公告第 1 7 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 1 0 条第 2 項の規定により平成 1 5 年 8 月 1 2 日付けで理事長において専決処分し、平成 1 5 年 8 月 2 9 日付け総行福第 1 9 9 号で法第 5 条第 3 項の規定により総務大臣から認可されたので公告する。

平成 1 5 年 8 月 2 9 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 矢 崎 和 広

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 3 7 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 9 条第 2 項の表選挙区の欄及び同条第 3 項の表選挙区の欄中「、更埴市及び佐久市」を「、佐久市及び千曲市」に改める。

附 則

この変更は、平成 1 5 年 9 月 1 日から施行する。